

彩基発第 15 号  
令和 3 年 4 月 19 日

事業主 様  
ご担当者 様

彩企業年金基金  
理事長 北林 辰哉  
(公印省略)

確定給付企業年金 (DB) 制度  
ご提出いただく書類の押印廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 12 月 25 日付で「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が施行され、日本年金機構に提出する届書について、押印が廃止されました。

これに伴い、当基金へご提出いただく下記の DB 制度適用・給付関係書類について押印を廃止いたしますのでご連絡します。また、社会保険労務士記載欄の押印も不要とします。

今後、各書類の様式を変更していく予定となっておりますので、印の表示があっても押印せずにご提出ください。(押印いただいても問題なく処理いたします。)

敬具

記

1.押印を廃止するご提出書類

【適用関係】	【給付関係】
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加入者資格取得届</li><li>・ 加入者資格喪失届</li><li>・ 加入者氏名変更 (訂正) 届</li><li>・ 加入者生年月日訂正届</li><li>・ 加入者給与月額算定基礎届</li><li>・ 加入者給与月額変更届</li><li>・ 基礎年金番号未登録一覧表</li><li>・ 事業主関係変更届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 老齢給付金裁定請求書</li><li>・ 脱退一時金裁定請求書</li><li>・ 遺族給付金裁定請求書</li><li>・ 老齢給付金についての選択届</li><li>・ 脱退一時金についての選択届</li><li>・ 退職所得の受給に関する申告書</li><li>・ 受給権者異動届</li></ul>

裏面に続きます

## 2.当基金から発送する書類の押印省略について

当基金から発送する事務連絡や決定通知書につきましても、基金印や確認印の押印は省略させていただきます。

## 3.彩確定拠出年金（DC）プランにご加入の事業所様へ

彩 DC プランにご加入の事業所様につきましては、別途 DC 制度各種帳票への押印の取り扱いについてご連絡させていただきます。

ご不明点などは当基金までご連絡ください。

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区櫛引町 1-3

彩企業年金基金 TEL:048-652-1260 FAX:048-651-2855 <https://sai-kikin.or.jp/>